

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則(7)……………2
- 世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則(8)……………2
- 世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則(9)……………2
- 告 示**
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(66)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(67)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(68)……………2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(69)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(70)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(71)……………2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(72)……………2
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示(73)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(74)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(75)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(76)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(77)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(78)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(79)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(80)……………3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(81)……………3
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(82)……………3
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(83)……………3
- 地方自治法に基づく地縁による団体認可の告示事項の変更の告示

- (84)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(85)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(86)……………4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(87)……………4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(88)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(89)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(90)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(91)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(92)……………4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(93)……………5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(94)……………5
- 建築基準法に基づく道路指定の告示(95)……………5
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示(96)……………5
- 令和4年第1回世田谷区議会定例会招集の告示(97)……………5
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示(98)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(99)……………5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(100)……………5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(101)……………5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(102)……………5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示(103)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(104)……………6
- 令和4年1月31日世田谷区告示第64号の一部を訂正する告示(105)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(106)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(107)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(108)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(109)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(110)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(111)……………6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(112)……………6

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(113)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(114)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(115)……………7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(116)……………7
- 平成16年4月1日世田谷区告示第284号の一部を訂正する告示(117)……………7
- 平成16年4月1日世田谷区告示第285号の一部を訂正する告示(118)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(119)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(120)……………7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(121)……………7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示(122)……………7
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(123)……………8
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(124)……………8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(125)……………8
- 公 告**
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(12)……………8
- 都市計画法に基づく都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告(13)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(14)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(15)……………8
- 建築基準法に基づく公聴会開催の公告(16)……………8
- マンションの建替え等の円滑化に関する法律に基づく理事長の氏名及び住所の公告(17)……………8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(18)……………8
- 告 示(農)**
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(2)……………8
- 告 示(監)**
- 地方自治法に基づく令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置の公表の告示(2)……………9

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和4年2月28日  
 世田谷区長 保 坂 展 人  
**世田谷区規則第7号**  
 世田谷区契約事務規則の一部を改正する

規則

**世田谷区規則第8号**  
世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第9号**  
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

---

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則  
世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。  
目次中「(第5条-第33条)」及び「(第48条-第73条)」を削る。  
第1号様式及び第2号様式を次のように改める。  
様式省略

附則  
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定は、公布の日から施行する。  
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区契約事務規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、使用することができる。

---

世田谷区印鑑条例施行規則の一部を改正する規則  
世田谷区印鑑条例施行規則（昭和50年7月世田谷区規則第65号）の一部を次のように改正する。  
第1号様式を次のように改める。  
様式省略

附則  
1 この規則は、令和4年3月1日から施行する。  
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区印鑑条例施行規則の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

---

世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則  
世田谷区国民健康保険条例の一部を改正する条例附則第2項の規則で定める日を定める規則（令和2年11月世田谷区規則第120号）の一部を次のように改正する。  
本則中「令和4年3月31日」を「令和4年6月30日」に改める。  
附則  
この規則は、公布の日から施行する。

---

**告 示**

---

**◎世田谷区告示第66号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 36-5  
(2) 36-5

2 変更の区間  
(1) 世田谷区野沢二丁目71番4の内  
(2) 世田谷区野沢二丁目71番4の内

3 変更の区域  
(1) 延長 3.00メートル  
幅員 2.02メートルから2.03メートルまで  
面積 6.10平方メートル  
(2) 延長 0.15メートル  
幅員 2.13メートル  
面積 0.33平方メートル

---

**◎世田谷区告示第67号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
39-8

2 変更の区間  
世田谷区祖師谷六丁目779番3の内

3 変更の区域  
延長 14.49メートル  
幅員 0.08メートルから0.10メートルまで  
面積 1.33平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年2月1日

---

**◎世田谷区告示第68号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
39-8

2 変更の区間  
世田谷区祖師谷六丁目779番3の内

3 変更の区域  
延長 0.05メートル  
幅員 0.10メートル  
面積 0.005平方メートル

---

**◎世田谷区告示第69号**  
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

---

**◎世田谷区告示第70号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
(1) 47-7  
(2) 28-1

2 変更の区間  
(1) 世田谷区桜一丁目712番44の内から712番43まで  
(2) 世田谷区桜一丁目712番48から712番44の内まで

3 変更の区域  
(1) 面積 1.40平方メートル  
(2) 延長 18.54メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 11.78平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年2月1日

---

**◎世田谷区告示第71号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
40-1

2 変更の区間  
世田谷区桜丘二丁目2954番16

3 変更の区域  
延長 8.78メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.52平方メートル

4 供用開始の期日  
令和4年2月1日

---

**◎世田谷区告示第72号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月1日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上馬四丁目791番9の内

3 変更の区域  
延長 14.56メートル  
幅員 0.55メートルから0.60メートルまで

面積 8.38平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年2月1日

---

**◎世田谷区告示第73号**  
 車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第2条第1項の規定により告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 路線名  
 特別区道  
 2 指定区間  
 世田谷区弦巻四丁目21番先  
 3 指定年月日  
 令和4年2月2日

---

**◎世田谷区告示第74号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 45-Z313  
 2 位置  
 世田谷区大蔵五丁目2783番地先無番から2782番地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

---

**◎世田谷区告示第75号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 45-Z314  
 2 位置  
 世田谷区砧一丁目365番1地先無番から377番6地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

---

**◎世田谷区告示第76号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 45-Z315  
 2 位置  
 世田谷区喜多見三丁目4266番2地先無番から4263番1地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

---

**◎世田谷区告示第77号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 45-Z316  
 2 位置  
 世田谷区喜多見三丁目4280番1地先無番から4279番地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

---

**◎世田谷区告示第78号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 45-Z317  
 2 位置  
 世田谷区喜多見三丁目4278番1地先無番から4272番口地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

---

**◎世田谷区告示第79号**  
 公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。  
 この関係図面は、令和4年2月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月2日  
 世田谷区長 保坂展人

1 番号  
 45-Z318  
 2 位置  
 世田谷区喜多見三丁目4427番2地先無番から4437番2地先無番まで  
 3 用途  
 区管理水路

---

**◎世田谷区告示第80号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月4日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区赤堤一丁目145番34の内から145番20の内まで  
 3 変更の区域  
 延長 16.97メートル  
 幅員 0.19メートルから0.22メートルまで  
 面積 3.52平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年2月4日

---

**◎世田谷区告示第81号**  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
 この関係図面は、令和4年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月4日  
 世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区赤堤一丁目145番34の内  
 3 変更の区域  
 延長 0.07メートル  
 幅員 0.22メートル  
 面積 0.01平方メートル

---

**◎世田谷区告示第82号**  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年2月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月4日  
 世田谷区長 保坂展人

1 指定番号  
 22-D448-02  
 2 変更の区間  
 世田谷区赤堤四丁目599番32の内  
 3 変更の区域  
 延長 2.47メートル  
 幅員 0.45メートルから0.47メートルまで  
 面積 1.15平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年2月4日

---

**◎世田谷区告示第83号**  
 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年2月4日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第84号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定に基づき地縁による団体認可の告示をしたが、その告示事項に変更があった旨の届出があったので、同項及び地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第5号の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
砧町自治会
- 2 区域  
世田谷区砧二丁目5番から7番まで及び9番から12番まで、世田谷区砧三丁目27番から33番まで、世田谷区砧四丁目1番、2番、25番及び26番、世田谷区砧五丁目10番から25番まで、世田谷区砧六丁目2番から41番まで、世田谷区砧七丁目12番から18番まで、世田谷区砧八丁目1番から16番まで及び20番から32番まで、世田谷区千歳台一丁目13番から19番まで、世田谷区祖師谷一丁目1番から8番及び17番から23番までの区域
- 3 主たる事務所  
東京都世田谷区砧六丁目22番11号
- 4 代表者の氏名及び住所  
鈴木 清美  
東京都世田谷区砧三丁目33番16号  
プレイス・アイズ201
- 5 変更があった事項及びその内容  
代表者の住所  
東京都世田谷区砧四丁目14番13号

◎世田谷区告示第85号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水二丁目687番7の内から686番2の内まで
- 3 変更の区域  
延長 40.75メートル  
幅員 1.18メートルから  
1.29メートルまで  
面積 50.45平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年2月7日

◎世田谷区告示第86号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢三丁目349番1地先無番
- 3 変更の区域  
延長 10.02メートル  
幅員 0.54メートル  
面積 5.46平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年2月7日

◎世田谷区告示第87号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G020
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧) 世田谷区奥沢三丁目350番26地先無番から349番3地先無番まで  
(新) 世田谷区奥沢三丁目349番4地先無番から349番3地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和4年2月7日

◎世田谷区告示第88号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-G020-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区奥沢三丁目350番26地先無番から349番7地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第89号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
45-44
- 2 変更の区間  
世田谷区千歳台二丁目773番31の内から773番49の内まで
- 3 変更の区域  
延長 7.27メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.10メートルまで  
面積 0.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年2月7日

◎世田谷区告示第90号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜上水五丁目502番12の内から502番16の内まで
- 3 変更の区域  
延長 4.94メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.23メートルまで  
面積 0.93平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年2月7日

◎世田谷区告示第91号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月7日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山三丁目1060番2の内から1059番2の内まで
- 3 変更の区域  
延長 36.00メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 23.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年2月7日

◎世田谷区告示第92号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号

(1) 28-1  
 (2) 28-1  
 2 変更の区間  
 (1) 世田谷区上祖師谷四丁目1142番7の内  
 (2) 世田谷区上祖師谷四丁目1142番3の内から1142番7の内まで  
 3 変更の区域  
 (1) 延長 9.01メートル  
 幅員 0.17メートル  
 面積 4.46平方メートル  
 (2) 延長 16.46メートル  
 幅員 0.63メートル  
 面積 10.48平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年2月8日

◎世田谷区告示第93号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年2月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月8日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区太子堂三丁目30番12の内から30番11の内まで  
 3 変更の区域  
 延長 9.38メートル  
 幅員 0.05メートルから  
 0.09メートルまで  
 面積 0.70平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年2月8日

◎世田谷区告示第94号  
 世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。  
 令和4年2月8日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第95号  
 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。  
 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
 令和4年2月10日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号 第188号  
 2 指定年月日 令和4年2月9日  
 3 指定する道路の種別 道路法(昭和27年法律第180号)による道路  
 4 道路の区域 世田谷区桜上水五丁目461番4の内から

466番8の内まで  
 5 道路の延長 84.99メートル  
 6 道路の幅員 4.00メートルから4.05メートルまで

◎世田谷区告示第96号  
 令和3年10月12日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。  
 なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。  
 令和4年2月10日  
 世田谷区長 保坂展人  
 住民票の写し  
 1 住所及び氏名  
 住所 東京都世田谷区奥沢八丁目29番17号Mハイツ102  
 氏名 金田 絵里  
 2 交付年月日  
 令和4年1月4日

◎世田谷区告示第97号  
 令和4年第1回世田谷区議会定例会を下記により招集する。  
 令和4年2月10日  
 世田谷区長 保坂展人  
 記  
 1 招集する年月日 令和4年2月21日(月)午後1時  
 2 招集する場所 世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第98号  
 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
 令和4年2月15日  
 世田谷区長 保坂展人  
 別紙省略

◎世田谷区告示第99号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年2月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月16日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区上祖師谷二丁目610番37  
 3 変更の区域  
 延長 10.33メートル  
 幅員 1.28メートルから  
 1.30メートルまで  
 面積 13.43平方メートル  
 4 供用開始の期日

令和4年2月16日  
 ◎世田谷区告示第100号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和4年2月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月16日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 36-8  
 2 変更の区間  
 世田谷区経堂四丁目774番8地先無番  
 3 変更の区域  
 延長 17.49メートル  
 幅員 1.81メートル  
 面積 31.36平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和4年2月16日

◎世田谷区告示第101号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和4年2月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和4年2月16日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 23-G027  
 2 一部を廃止する起終点  
 (旧)世田谷区経堂四丁目774番8地先無番から774番6地先無番まで  
 (新)世田谷区経堂四丁目774番7地先無番から774番6地先無番まで  
 3 廃止の期日  
 令和4年2月16日

◎世田谷区告示第102号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。  
 令和4年2月16日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 事業所の名称 デイサービスセンター介援隊  
 2 事業所の所在地 東京都三鷹市新川六丁目9番11号松ビル3階  
 3 事業者の名称 株式会社介援隊  
 4 廃止届受理年月日 令和4年1月27日  
 5 サービスの種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応

型通所介護

◎世田谷区告示第103号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和4年2月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 セントケア経堂  
デイサービスセンター
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区  
経堂五丁目34番7号アンシャン  
テ経堂1階
- 3 事業者の名称 セントケア東京  
株式会社
- 4 廃止届受理年月日 令和4年1月28  
日
- 5 サービスの種類 認知症対応型通  
所介護及び介護  
予防認知症対応  
型通所介護

◎世田谷区告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区岡本二丁目574番29
- 3 変更の区域  
延長 0.65メートル  
幅員 2.43メートルから  
2.44メートルまで  
面積 1.60平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年2月18日

◎世田谷区告示第105号

令和4年1月31日世田谷区告示第64号の一部を次のように訂正する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

告示中「延長 2.36メートル」を「延長 0.18メートル」に、「幅員 0.18メートル」を「幅員 2.36メートル」に訂正する。

◎世田谷区告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区東玉川二丁目161番6の内から161番3の内まで
- 3 変更の区域  
延長 19.96メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.19メートルまで  
面積 3.80平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年2月18日

◎世田谷区告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区上馬三丁目856番13の内
- 3 変更の区域  
延長 9.99メートル  
幅員 0.45メートルから  
0.67メートルまで  
面積 5.89平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年2月18日

◎世田谷区告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 35-42
- 2 変更の区間 世田谷区上馬四丁目764番48の内から764番1の内まで
- 3 変更の区域  
延長 15.29メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 2.68平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年2月18日

◎世田谷区告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

35-25

2 変更の区間

世田谷区砧二丁目317番76地先無番から317番76まで

3 変更の区域

延長 36.32メートル  
幅員 0.24メートルから  
0.25メートルまで  
面積 8.97平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年2月18日

◎世田谷区告示第110号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

54-21

2 変更の区間

世田谷区祖師谷五丁目542番22から542番23まで

3 変更の区域

延長 9.98メートル  
幅員 0.98メートル  
面積 9.83平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年2月18日

◎世田谷区告示第111号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年2月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月18日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

54-21

2 変更の区間

世田谷区祖師谷五丁目542番24

3 変更の区域

延長 0.05メートル  
幅員 0.98メートル  
面積 0.05平方メートル

◎世田谷区告示第112号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月21日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区代田一丁目359番16

3 変更の区域

延長 6.81メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.24平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年2月21日

◎世田谷区告示第113号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月21日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区豪徳寺一丁目2007番8の内  
3 変更の区域  
延長 4.59メートル  
幅員 0.23メートルから  
0.24メートルまで  
面積 1.08平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年2月21日

◎世田谷区告示第114号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月21日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
2 変更の区間  
(1) 世田谷区北沢四丁目879番2の内から879番35の内まで  
(2) 世田谷区北沢四丁目879番2の内  
3 変更の区域  
(1) 延長 14.03メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 8.80平方メートル  
(2) 延長 6.74メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.15メートルまで  
面積 1.01平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年2月21日

◎世田谷区告示第115号  
区管理水路を次のように廃止したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、令和4年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月22日  
世田谷区長 保坂展人  
1 番号

42-Z092  
2 位置  
世田谷区上祖師谷六丁目831番1地先無番から845番1地先無番まで  
3 廃止の期日  
令和4年2月22日

◎世田谷区告示第116号  
公共物を次のように設置したので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。  
この関係図面は、令和4年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月22日  
世田谷区長 保坂展人  
1 番号  
(1) 42-Z131  
(2) 42-Z132  
2 位置  
(1) 世田谷区上祖師谷六丁目831番1地先無番から842番3地先無番まで  
(2) 世田谷区上祖師谷六丁目830番地先無番から845番1地先無番まで  
3 用途  
(1) 区管理水路  
(2) 区管理水路

◎世田谷区告示第117号  
平成16年4月1日世田谷区告示第284号の一部を次のように訂正する。  
令和4年2月22日  
世田谷区長 保坂展人  
第1項の表42-G131の項を次のように訂正する。

42-G131	世田谷区粕谷二丁目189番8地先無番から189番2地先無番まで
---------	---------------------------------

◎世田谷区告示第118号  
平成16年4月1日世田谷区告示第285号の一部を次のように訂正する。  
令和4年2月22日  
世田谷区長 保坂展人  
第1項の表22-Z313の項を次のように訂正する。

22-Z313	世田谷区粕谷二丁目7番8から7番7地先無番まで
---------	-------------------------

◎世田谷区告示第119号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月22日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
2 変更の区間  
(1) 世田谷区成城四丁目526番13の内

(2) 世田谷区成城四丁目526番52の内から526番51の内まで  
3 変更の区域  
(1) 延長 7.67メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.87平方メートル  
(2) 延長 15.74メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.63メートルまで  
面積 9.94平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年2月22日

◎世田谷区告示第120号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月25日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
2 変更の区間  
(1) 世田谷区若林三丁目108番56の内から108番55の内まで  
(2) 世田谷区若林三丁目108番55の内  
3 変更の区域  
(1) 面積 1.06平方メートル  
(2) 延長 18.68メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 11.87平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年2月25日

◎世田谷区告示第121号  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年2月25日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年2月25日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号  
28-1  
2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目130番4の内  
3 変更の区域  
延長 5.24メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.36メートルまで  
面積 1.34平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年2月25日

◎世田谷区告示第122号  
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。  
令和4年2月25日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称	リハス石神井
2 事業所の所在地	東京都練馬区石神井町五丁目6番13号ファニーエクセル1階
3 事業者の名称	株式会社維新ネット
4 廃止届受理年月日	令和4年2月8日
5 サービスの種類	地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第123号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年2月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第124号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年2月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第125号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年2月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見五丁目4352番の内
- 3 変更の区域  
延長 33.86メートル  
幅員 0.43メートルから  
1.09メートルまで  
面積 35.17平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年2月28日

公 告

◎世田谷区公告第12号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第49号線

2 縦覧場所

世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第13号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年2月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
東京都市計画道路事業幹線街路補助線街路第54号線及び区画街路世田谷区画街路第10号線
- 2 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第14号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月8日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区尾山台二丁目229番20	神奈川県相模原市緑区橋本三丁目11番8号 株式会社イーカム 代表取締役 角田満

◎世田谷区公告第15号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月21日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区喜多見四丁目 3520番イ 3521番2 3521番4 3521番5 3521番6 3522番1 3522番2 3522番3 3522番5 3522番6 3522番7 3522番8 3520番イ先無番	世田谷区喜多見四丁目9番11号 出竹 彰 千代田区飯田橋三丁目13番1号 大和ハウス工業株式会社 東京本店 支配人 竹林 桂太郎

◎世田谷区公告第16号

公開による意見の聴取の開催について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第3項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第15項の規定に基づき次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

利害関係のある方は、この公聴会において意見を述べることができます。なお、意見のある方で、当日に出席できない方は、公聴会前日までに都市整備政策部建築調整課へ意見の要旨を提出してください。

令和4年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 公聴会を行う日時  
令和4年2月28日(月曜日)午前10時00分から
- 2 公聴会を行う場所  
東京都世田谷区駒沢三丁目13番5号  
世田谷区立駒沢地区会館第1会議室
- 3 公聴会を行う理由  
別紙の建築許可をするため

別紙省略

◎世田谷区公告第17号

マンションの建替等への円滑化に関する法律(平成14年法律第78号)第25条第1項の規定により給田北住宅マンション建替組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月21日

世田谷区長 保坂展人

- 1 理事長の氏名  
森田 師郎
- 2 理事長の住所  
世田谷区給田三丁目9番2-515号

◎世田谷区公告第18号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月25日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区八幡山一丁目 92番1 93番1	東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号 大和ハウス工業株式会社 東京本店 支配人 竹林 桂太郎

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法

律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第19回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和4年2月15日

世田谷区農業委員会会長

穴戸 幸 男

- 1 開催日時 令和4年2月18日(金)  
午後4時00分
- 2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室
- 3 審議事項
  - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
  - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について
  - (3) 第3号議案 その他の事項について

告 示 ( 監 )

◎世田谷区監査委員告示第2号

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年2月24日

世田谷区監査委員 田 中 文 子  
同 中 根 秀 樹  
同 上 島 義 盛  
同 河 村 みどり

## 改善要望事項に対する措置状況

### 契約権限の委任事務を適正に行うべきもの

#### 【改善要望事項】

複数の区立小中学校における冷暖房機薬品洗浄委託において、契約期間が複数に分かれた同一事業者との契約が、教育委員会と協議の上でその都度締結されており、それらの合計金額が1校あたり50万円を超えているケースが見受けられた。

区立小中学校で執行される学校維持管理に係る委託料は、年度当初に各小中学校へ一律に予算分割されるものではなく、状況に応じて協議を行い、その都度、教育委員会事務局教育環境課から個別に小中学校に予算分割されるものである。

教育委員会事務局は、小中学校との協議により学校全体の冷暖房機について、薬品洗浄の必要性を認識できる立場であり、委託業務の内容等を精査した上で、必要に応じて入札手続きを進めて教育長契約にするなど、契約権限の受任に関して適切に配慮した経済的な予算執行について検討されたい。

#### 【措置状況】

予算分割に基づく学校長の契約は、当該学校の独自の活動や個別的な課題の解決のため、効果的、効率的に予算執行するための仕組みである。区立学校全体において共通の課題対応が必要な場合には、個別対応ではなく、教育委員会事務局で全体調整を図った上で、教育長契約を行うよう見直した。

冷暖房機薬品分解洗浄作業委託については、令和4年度から教育委員会事務局が年間単価契約とすることに見直した。そのため、年2回の冷暖房機器の保守点検委託において、新たに、分解洗浄すべき熱交換器の状況を報告書の点検項目に追加し、汚れ具合により優先順位をつけて薬品分解洗浄作業を進めることとした。また、今回の指摘を踏まえ、これまでの委託業務の契約状況や執行方法等を再点検し、平成29年度に指摘があった、小・中学校等の側溝清掃作業委託についても、同様に、教育委員会事務局の年間単価契約とすることに見直した。

今後も、施設等の老朽化に伴う維持管理業務委託の増加が予想されることから、毎年、学校現場の状況を十分に確認し、契約権限に基づく適切な契約手続きを行うよう、課内職員並びに区立小・中学校に周知徹底を図った。